

令和3年度 第1回釧路市文化財保護審議会 【議事録】

令和3年12月15日（水）14：00～15：00

釧路市立博物館 講堂

1. 出席委員 神田房行委員（委員長） 伊原禎男委員 高嶋八千代委員 鶴田眞智子委員
寺田裕子委員 中山大将委員 西幸隆委員 渡辺有希子委員 計8名
（欠席2名：千葉忠弘委員（副委員長）、中村太一委員）
2. 市出席者 岡部教育長 津田生涯学習部長 高嶋博物館長 戸田博物館学芸主幹
石川博物館長補佐 野本博物館主査 佐藤博物館主事
中村動物園長 北村阿寒生涯学習課長 尾山阿寒生涯学習課学芸専門員
澤口生涯学習課長 守田生涯学習課主査 朴音別生涯学習課長 計13名
3. 議 題 報告事項
 1. 文化財の現状変更状況について（博物館）
 2. 令和3年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）
 3. 令和3年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）
 4. タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）
 5. マリモ生育地での水草除去作業ならびにマリモの打ち上げ発生について（阿寒生涯学習課）
 6. その他

4. 議題説明内容と質問等

報告事項（1）文化財の現状変更状況について（博物館）

博物館より、昨年度及び本年度の受理件数を報告した。

令和2年度5件、令和3年度13件を受理した。

委員：キタサンショウウオの現状変更に係る「変更目的」の「移植」と「移設」の違いは何か。

事務局：語句の統一ができていなかったということでご理解いただきたい。

委員：このことは了解した。ただ、移植ならびに移設にあたっては、どのようなことをしたのか記録を残しておいていただきたい。移植をしても、個体がいなくなってしまう例が多数ある。どこからどこへ移植したかという記録も必要であるし、いなくなってしまう場合はその記録が必要である。さらに、キタサンショウウオは、狭い範囲に生

息している個体でも、遺伝子としては180万年近く離れているものもある。生息地を移すことによって、そうした貴重な歴史を壊してしまう可能性があるため、記録を残す必要性について認識していただきたい。

委員：私も以前移植を試みたが、上手く個体が定着しなかった記憶がある。そのため生息地の保全が最も大切と考えるが、今回どのような経緯で移植に至ったのか。

事務局：開発行為に伴い民間企業より申請があり、当該地から移植を行った経緯があった。

委員：移植してもいなくなってしまうとのことだが、例えば魚の背びれを切るように、キタサンショウウオにマークを付けるということはあるのかお聞きしたい。

事務局：今回の事例については、成体ではなく卵塊のみの移植であった。

委員：他の地域では、移植の効果が無いとしてほとんど行われなくなっているが、過去の例としては、ネコやイヌと同様にマイクロチップを入れて放した例がある。これはバーコードで読み取り可能であるので、移植したものが実際に生き残っているかを確認し、今回の移植が意義あるものであったのかを確認するために使用する例はある。

報告事項（2）令和3年度天然記念物保護研究事業（春採湖ヒブナ生息実態調査）（博物館）

博物館より、ヒブナ産卵親魚目視カウント調査とヒブナ・フナ産卵調査の結果を報告した。

ヒブナ産卵親魚2尾を確認し、春採湖岸の計5地点で産卵を確認した。また、近年減少していたリュウノヒゲモを5年連続して確認できた。

（質問なし）

報告事項（3）令和3年度天然記念物保護研究事業（キタサンショウウオ産卵調査結果概要のまとめ 他）（博物館）

博物館より、本年度の調査結果等を報告した。昨年12月より「釧路市内キタサンショウウオ生息適地マップ」を市関係課や事業者へ配布し、生息環境保護への協力を依頼。また、本年度は生息適地のうち事業者や庁内ネットワーク会議関係課から意見照会のあった生息状況不明エリアを調査し、計99対の卵のうを確認した。

委員：生息地の把握は非常に重要なことだと考えるため、今後も継続していただきたいと思う。文化財保護法からは離れてしまうが、今回環境省の「種の保存法」対象種にキタサンショウウオが指定された。先ほどの説明において、土地を取得した後に關しては話を進めることが難しいとあったが、「種の保存法」では罰則規定があるため、このあたりの裁量はこれから検討していかなければならないと考える。所管の他の部署との連携をしっかりとっていただきたい。

委員：このことについて、市の考えはあるか。

事務局：具体的な対応については、これから検討してまいりたい。

委員：また、近年ソーラー発電施設が広範囲で設置されている。法的には問題ないのだから

うが、今回キタサンショウウオが「種の保存法」に指定されたことで、何かこの状況を防ぐ手立てがないものかと考えている。市の方でも対応を考えていただきたい。ソーラー発電施設は、釧路市のみならず、道内全域に設置されてきており、観光が重要な産業である北海道にとっては必ずしも良いことではなく、野生生物に影響があっても困るので、そのあたりの対策も考えなければならない時期に来ているのではないかと。

委員：キタサンショウウオ庁内ネットワーク会議が設置されたことは大変前進だと思うが、十勝地方でも生息が確認されたと昨年度の本審議会で知り、他地域と連携する方法はないのかと発言した記憶があるが、「種の保存法」の指定を受けた環境省主導での連携や、「種の保存法」指定について良い啓発方法はないかと考えている。

委員：キタサンショウウオの産卵調査や生息適地の調査は非常に良い取り組みだと思う。北園などソーラー発電設備関係の相談は当方にもあるため、大変な調査であることは承知しているが、ぜひ予算をしっかりと付けていただき、守るべき保全地域はしっかり事業者を示していくことが大切だと感じている。できればオジロワシを含めたネットワークもキタサンショウウオのようなものを作っていただきたいと思う。

委員：開発の情報は博物館の方に集約するような形で、庁内で協議するシステムを一昨年から作ったが、開発のスピードが凄まじく、気が付いたら生息適地がソーラーパネルだらけになっていたという事態になりかねない。道の方では開発に対しての抑止をするような条例の制定を検討されつつあるような話を聞いている。釧路に限らず、北海道全体、あるいは日本全体で問題となっているかと思うので、環境省の方で指定をしてくれたという朗報もありつつ、まだ足りないという感もある。この審議会で議論することも大切であると思う。

市の方で、事業者に対し生息地を示すということはしていると思うが、どうか。

事務局：「キタサンショウウオ生息適地マップ」は事業者に対し配布している。問い合わせがあった場合もマップを示し、具体的な工事の計画等をお聞きした上で、スケジュール感や予算等の事業者の都合があるので、最善と思われる策を提案したり情報提供したりしている。

報告事項（４）タンチョウの生育状況及びタンチョウを取り巻く状況について（動物園）

動物園より、生息状況等について報告した。令和２年度は約１９００羽と例年に比べ大きな変動はなかった。一方、本年度収容の傷病タンチョウは３３羽であり、現時点で昨年度の３１羽を越えている。収容数増加により対応が困難になっているため、国による傷病タンチョウの保護収容・医療施設等の整備を要望している。

（質問なし）

報告事項（5）マリモ生育地での水草除去作業ならびにマリモの打ち上げ発生について

（阿寒生涯学習課）

阿寒生涯学習課より、作業結果等について報告した。期間中に延べ20名のボランティアに協力いただき対象範囲の水草を湿重量で約2.1トン除去した。また、6月及び12月にマリモの打ち上げが発生し、湖岸に残存したマリモが凍害にあう可能性が高く、それぞれ水中移動作業を実施した。

（質問なし）

報告事項（6）その他

特になし